

年一回性賞与の計算式による税額計算の「珍現象!？」

中国の個人所得税法における給与所得は、月次単位で納付税額が確定します。日本のように毎月の源泉徴収にて仮徴収し、年末に年間の給与及び賞与総額を基に年税額を確定し源泉徴収税額との差額を納付又は還付する年ベースでの課税とは異なります。

このため、年収ベースでは同じであっても、給与と賞与の支給配分の仕方によっては年間で負担する税金額が変わることがあります。

その要因の大きな一つに、賞与に関し特別な税額計算方式である年一回性賞与の税金計算があります。これは、《個人が取得する年一回性賞与等の個人所得税の計算・課税方法に関する通知》(国税発【2005】9号)に基づき、賞与金額を12で按分して求めた計算結果を、月次給与の計算の際に使用している税率表に当てはめて適用税率と速算控除額を確定する方法であり、税率適用のベースとなる金額を12分の1に圧縮した金額となることから、適用税率を下げることで税負担が軽減されることは皆様すでにご承知のことと思います。

今回は、年一回性賞与の計算方法により賞与の税額を計算すると、特定のブラケットの範囲の支給額について生じる額面金額と負担税額の間に逆転(額面では多く支給されても手取りが少なくなる)現象をコラム的に「軽〜く」ご紹介しますので「なるほどね」と軽〜く読み流してください。

1. 年一回性賞与

中国の内資企業などでは12ヶ月の給与以外に、春節前後などに1か月分(または数か月分の給与相当額)を賞与として支給するのが一般的であるため、「一回性賞与」の解釈云々はあまり問題にならない(春節以外にも、労働節、中秋節、婦人節等々に少額の賞与が別途支給されるケースはあります)と思われませんが、日系企業の場合、日本の慣習に合わせて給与金額に比して相対的に大きな金額の賞与を年に2回(また3回)に分けて支給するということが行われており、このような場合にはそのうちの1回だけは《国税発【2005】9号》による軽減税率を適用し、それ以外の賞与は、その賞与が支給される月の給与と合算して給与として税額を計算するという解釈をしている地域と、**年2回以上の支給がある場合にはいずれも年一回性賞与に該当しないと解釈している地域があり、実務上はその取扱いが混在しているのが現状です。**

2. 年一回性賞与の個人所得税計算

(1) 年一回性賞与÷12、その結果を下記の月次給与の税率表にあてはめて適用税率及び速算控除額を確定する。

(2) 税額=年一回性賞与×適用税率-速算控除額

※ 賞与支給月の月次給与税額が基礎控除額の3,500元より低い場合

税額=(年一回性賞与-当月給与と基礎控除額の差額)×適用税率-速算控除額

| 級数 | ①総額方式 | | ②純額（手取り方式） | | 税率（%） | 速算控除額 |
|----|--------|--------|------------|--------|-------|--------|
| | 下限（超） | 上限（以下） | 下限（超） | 上限（以下） | | |
| 1 | 0 | 1,500 | 0 | 1,455 | 3 | 0 |
| 2 | 1,500 | 4,500 | 1,455 | 4,155 | 10 | 105 |
| 3 | 4,500 | 9,000 | 4,155 | 7,755 | 20 | 555 |
| 4 | 9,000 | 35,000 | 7,755 | 27,255 | 25 | 1,005 |
| 5 | 35,000 | 55,000 | 27,255 | 41,255 | 30 | 2,755 |
| 6 | 55,000 | 80,000 | 41,255 | 57,505 | 35 | 5,505 |
| 7 | 80,000 | | 57,505 | | 45 | 13,505 |

3. 年一回性賞与の個人所得税計算式による税額計算の逆転現象

上記2. の年一回性賞与の計算式では、賞与支給額が下記の6つのブラケットに当てはまる場合は、額面支給額は大聞くなる者の逆に手取支給金額が少なくなる現象が生じます。臨界点の数字に近付ければ近付くほど個人所得税の税負担が大きくなり、手取り賞与が少なくなります。

〈逆転現象が生じる6つのブラケット〉

単位：人民元

| 6つのブラケット | 臨界点 | 臨界点適用税率及び速算控除額 |
|--------------------|---------|----------------|
| 18,001～19,283.33 | 18,000 | 3%、0 |
| 54,001～60,187.50 | 54,000 | 10%、105 |
| 108,001～114,600 | 108,000 | 20%、555 |
| 420,001～447,500 | 420,000 | 25%、1005 |
| 660,001～706,538.46 | 660,000 | 30%、2755 |
| 960,001～1,120,000 | 960,000 | 35%、5505 |

[計算参考例]

〈案1〉税込支給額19,000元と〈案2〉税込支給額18,000元の場合に個人所得税納税額と手取り額を比較します。

| 内容 | 案1 | 案2 | 差異 |
|--------|-----------|-----------|----------|
| 総支給賞与額 | 19,000.00 | 18,000.00 | 1,000.00 |
| 個人所得税 | 1,795.00 | 540.00 | 1,255.00 |
| 手取り賞与 | 17,205.00 | 17,460.00 | -255.00 |

〈案1〉：個人所得税： $19,000 \times \text{適用税率 } 10\% - \text{速算控除額 } 105 = 1,795$ 元

手取り賞与： $19,000 - 1,795 = 17,205$ 元

〈案2〉：個人所得税： $18,000 \times \text{適用税率 } 3\% - \text{速算控除額 } 0 = 540$ 元

手取り賞与： $18,000 - 540 = 17,460$ 元

〈案1〉は〈案2〉より税込支給額が1,000元多く支給されていますが、手取り賞与額は〈案2〉より255元少なくなっています。

上記の「6つのブラケット」の「臨界点」の金額は月次給与の税率表の7段階の各境目の金額を12倍した金額になります。つまり賞与支給額を12で除した金額がひとつ上のブラケットまたはひとつ下のブラケットになるかによって適用税率が変わり、税額が大きく変動することになります。額面支給額を少し上乗せしてあげたがために、手取りが大きく減ることになっては会社も社員も「残念・・・」ということになってしまいますね。

なお、親会社からの出向者のように賞与にかかる税額を会社が負担しているため税額計算にあたりグロスアップ方式を使って計算する場合に、手取り賞与額を12で除した金額が月次給与の税率表の7段階の境目の金額になると上記と同じようなことが生じます。

このため、甲のような逆転現象が起こることを想定し、年一回性賞与について税金を会社負担とする場合の税額計算方法については国税函【2005】715号において、手取り賞与を12で除して求めた適用税率と速算控除額を使ってグロスアップ計算をした後に、さらに税込み賞与の金額を12で除して適用税率を検証し、手取り賞与で求めた適用税率と異なる場合は、検証により求めた税込み賞与に対応する税率と速算控除額を使用して税額を計算することが明記されています。

4. まとめ

上記逆転現象が起きている場合には額面支給額を若干減らすことで従業員の手取りも増え、会社も支給額を若干でも減らすことができるため、年一回性賞与金額の支給額確定にあたっては逆転現象が起きていないか一度試算してみてもはいかがでしょうか？

また、日本親会社からの出向者等でグロスアップ計算をしている場合には税込み賞与金額での計算見直しが必要です。こちらにもご留意ください。

以上